## 公募型樹木等採取試行に関するご質問への回答(その1)

令和4年10月31日付けで公募された河川敷地内の樹木採取について、次のとおり質問がありましたので、回答を公表します。

## ご質問と回答

① 昨年に続いて樹木採取に応募したく思っている者です。

昨年の募集要領には採取場所ごとに採取区域、採取対象物、航空写真などが添えられていましたが、今回はないのでしょうか?

現地確認や希望箇所の検討に必要なのですが…。

## (回答)

採取場所ごとの航空写真、採取対象物については、今年は公表する予定はありません。なお、現地の地図(地理院地図)と採取区域を公表しましたので、参考にしてください。

② 採取期間が 1 月から 12 月まで長く設けられていますが、例えば  $1 \sim 2$  月に一度 採取し、間を置いて  $10 \sim 12$  月にまた行っても良いのでしょうか?

## (回答)

間を置いて採取していただいても全く問題ありません。